トレモライト等に係る市施設等における吹付けアスベスト等の調査結果等について

アスベストのうち国内での使用はないとされていたトレモライト等が検出された事例があったことから、国は「過去にクリソタイル等のみを対象とした分析については、残りのトレモライト等を対象にJIS法による分析調査を行うこと」と通知しました。

本市はこれを受けて、市施設及び本市内の民間建築物について再度、関係課で使用実態調査等を 行い、その結果をとりまとめました。

※アスベストの種類は、クリソタイル等(クリソタイル、アモサイト、クロシドライト)とトレモライト等(トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)の6種類がある。含有率が0.1%を超える場合にアスベスト使用と判断される。

1 市施設について

(1) 調査結果の概要

平成17、18年度の使用実態調査でアスベストが未検出又は含有率 0.1%以下であった98 施設168棟について、JIS改訂後に調査したところ、5施設6棟で吹付けアスベスト等の使用が確認された。現時点で飛散のおそれはなく、下記の処理方針に基づき対応する。

(2) 処理方針

市施設の吹付けアスベスト等に係る処理方針

市施設における吹付けアスベスト等の処理方針は次のとおりとする。

- ① 劣化・損傷のあるものについては、飛散のおそれの有無にかかわらず飛散防止の対策 (除去、封じ込め、囲い込みをいう。以下同じ。)を実施する。
- ② 劣化・損傷がなく飛散のおそれのないものについては、計画的に飛散防止の対策を実施 する。それまでは、定期点検等により適切な維持管理を行う。
- ③ 学校等については、飛散のおそれのない場合でも、利用者等の心理的不安を考慮して 優先して飛散防止の対策を実施する。
- ④ 閉館施設については、解体時に対応する。

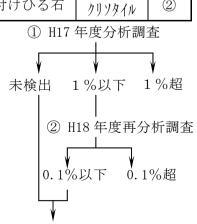
(3) 調査結果の詳細

① トレモライト等に係る調査結果(5施設6棟で使用が確認された)

局名	番号	施設名	建物名	使用場所	吹付けアスベスト 等の種類	アスベスト の種類	処理 方針
教育委員会	1	少年自然の家	本館	玄関ホール(天井) なかよしルーム(天井)	吹付けひる石	クリソタイル	3
	2	西郷南洲顕彰館	西郷南洲 顕彰館	2階展示室(天井) 屋根裏	吹付けひる石吹付けアスベスト	クリソタイル	3
	3	武・田上公民館	体育館	玄 関(天井)	吹付けひる石	クリソタイル トレモライト アクチノライト	3
	4	中山小学校	校舎	音楽室(天井)	吹付けひる石	クリソタイル	3
水道局	5	南部処理場	管理棟	管理本館ホール (天井) 管理本館階段(天井) ポンプ室階段(天井)	吹付けひる石	クリソタイル	2
			設備用 建物	I 系汚泥処理棟階段 (天井)	吹付けひる石	クリソタイル	2

※ これまでの吹付けアスベスト等使用実態調査の経緯

- ① H17年度分析調査(含有率が1%超の確認のための調査)
- ② H18 年度再分析調査 (含有率が 0.1%超の確認のための調査) ①の調査でアスベストが検出されたもののうち、含有率が 1%以下のものを対象に再調査した。
- ③ H20 年度再分析調査 (トレモライト等に係る調査) ①、②の調査でアスベストが未検出、又は含有率 0.1%以下 のものを対象に再調査した。



			吹付けアスベスト 等が確認され た施設数	飛散防止対策 (除去等)		
	項	目		H20 年度 までに 実施済み	H21 年度 実施予定	H22 年度 以降 実施予定
				天旭頃か	天旭 7 足	美旭 扩足
司	間査対象施設	1327 施設 4778 棟				
	H17 年度 分析調査	130 施設 240 棟	30 施設 40 棟	29 施設 34 棟	_	3 施設 6 棟
	② H18 年度 再分析調査	19 施設 20 棟	15 施設 15 棟	15 施設 15 棟	_	_
	3 H20 年度 再分析調査	98 施設 168 棟	5 施設 6 棟		5施設6棟	
	^計 口	-	47 施設 59 棟	42 施設 47 棟	5施設6棟	3 施設 6 棟

[※]施設数、棟数とも重複しているものあり。

2 民間建築物について

(1) 社会福祉施設等

国からトレモライト等も対象に含めた吹付けアスベスト等使用実態調査の依頼があり、健康福祉局の関係課で248施設を対象に再調査したところ、5施設で吹付けアスベスト等が使用されているが、除去等の措置済み、もしくはばく露のおそれはないとの回答があった。

(2) その他の民間建築物(社会福祉施設等を除く)

市建築指導課においては、平成20年6月20日の JIS 法改正で、トレモライト等が適用範囲となったことに伴い、鹿児島市民間建築物アスベスト対策事業の補助対象となっている建築物の所有者に対して、

- ① これから分析調査を行う場合はトレモライト等を含むすべての種類の石綿を対象とすること。
- ② すでに分析調査を実施した建築物(すでに飛散防止対策を講じている場合を除く)の所有者に対しては、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたかを確認し、対象としていなかった場合は再調査を行うこと。
- ③ 上記調査については、補助対象となること。 を平成20年7月10日付け文書を送付し指導をおこなった。

今後についても、分析調査の実施が急務であることから、市の民間建築物アスベスト対策事業 補助制度を利用して、分析調査を早急に実施していただく様、市のホームページや市民の広場等 で、啓発を行っていく。